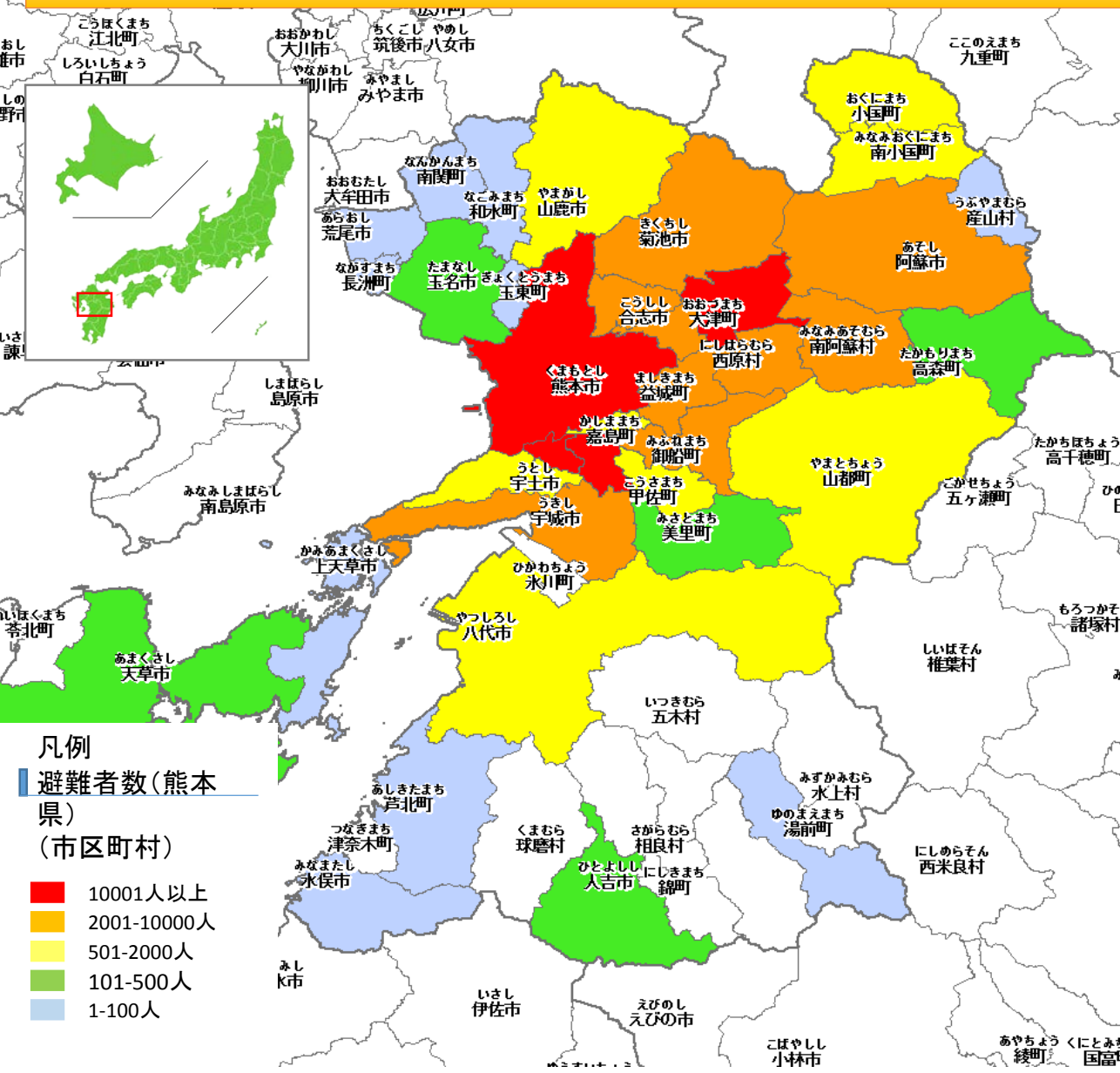


平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震 避難所及び避難者状況(4月17日、6月15日)



熊本県情報：① 4月17日9:30時点
② 6月15日13:30時点

都道府県	市区町村	避難所数①	避難者数①	避難所数②	避難者数②
熊本県		855	183,882	123	6,241
熊本市	クマト	254	108,266	48	1,594
大津町	オヅマチ	73	12,879	5	103
菊陽町	キクヨウマチ	15	8,000	1	7
益城町	マシキマチ	12	7,910	15	2,029
阿蘇市	アソ	30	7,277	1	30
宇城市	ウチ	21	6,828	7	252
合志市	ゴウシ	20	6,629	2	32
菊池市	キキチ	25	3,631	1	6
御船町	ミナボネマチ	24	3,234	3	257
南阿蘇村	ミナミアソムラ	20	3,043	9	971
西原村	ニシハラムラ	10	2,951	5	547
嘉島町	カシママチ	3	2,000	2	329
山都町	ヤマトチヨウ	37	1,975	1	4
小国町	オグニマチ	30	1,955	0	0
八代市	ヤツロシ	66	1,705	1	7
南小国町	ミナオグニマチ	29	1,701	0	0
宇土市	ウツチ	15	1,183	7	61
甲佐町	カウサマチ	10	561	1	4
山鹿市	ヤマカ	10	550	0	0
美里町	ミサトマチ	8	471	5	4
高森町	タカモリマチ	14	400	3	0
天草市	アマカサ	6	136	0	0
玉名市	タナ	15	134	0	0
人吉市	ヒトヨシ	10	109	0	0
産山村	ウヅヤマムラ	6	95	5	0
荒尾市	アラオ	19	73	0	0
南関町	ナンカンマチ	6	54	0	0
水俣市	ミナマ	22	39	0	0
芦北町	アシキマチ	25	30	0	0
上天草市	カミアマカサ	1	28	0	0
長洲町	カガサマチ	4	17	0	0
和水町	ナゴミマチ	2	10	0	0
玉東町	ギョウトウマチ	4	6	0	0
多良木町	1	2	0	0	
津奈木町	ツナギマチ	3	0	0	0
相良村	サガラムラ	2	0	0	0
山江村	ヤマエムラ	2	0	0	0
湯前町	ユマエマチ	1	0	0	0
氷川町	ヒカチヨウ			1	4

- 凡例
避難者数(熊本県)
(市区町村)
- 10001人以上
 - 2001-10000人
 - 501-2000人
 - 101-500人
 - 1-100人

(4月17日時点確認中)

主な市町村における避難所の状況等

市町村	避難所数		避難者数		環境改善のための取組等
	6/15	4/17 (※)	6/15	4/17 (※)	
熊本市	48	254	1,594	108,266	・各避難所に運営管理者(市職員)を配し、定期見回りの結果を本庁で共有、必要な改善
宇城市	7	21	252	6,828	・各避難所に張り付く職員をローテーションにして、複数の避難所の状況を把握し、改善が遅れている避難所を底上げ
御船町	3	24	257	3,234	・各避難所に担当者を設け、2日に1回担当者会議で情報共有
嘉島町	2	3	329	2,000	・各避難所の担当者が毎日情報把握・集約し、共有
南阿蘇村	9	20	971	3,043	・職員、医師、保健師が巡回し、横断的な視点でチェック
西原村	5	10	547	2,951	・各避難所に職員を派遣し、毎日一堂に会し情報交換
益城町	15	12	2,029	7,910	・テント・車中泊避難の解消、過密緩和のための避難所の拡充 ・トレーラハウス等の福祉避難所への要配慮者の誘導 ・NGO団体の協力を得て、ペット同行避難可の新規避難所の開設
熊本県全体	123	855	6,241	183,882	

※4/17(9:30時点)は、熊本県全体での避難所数及び避難者数のピーク

避難所の生活環境の改善について



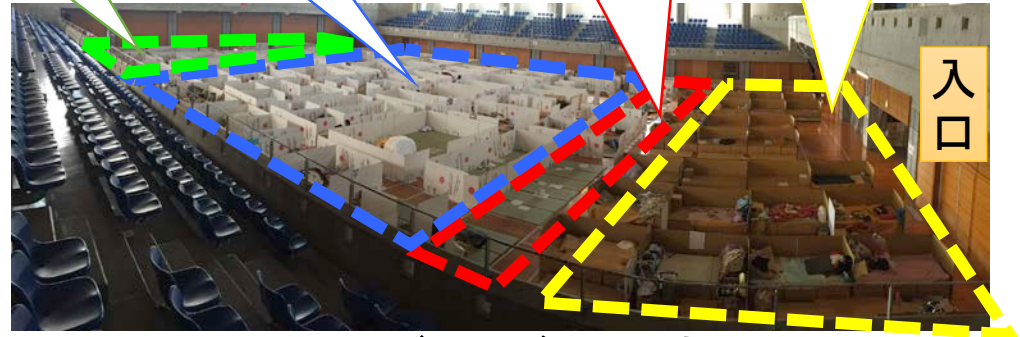
パーティションによる
個人空間の確保
(益城町 総合体育館)

【奥のエリア】
子どものいる
家族のため
のスペース

【中央エリア】
一般の避難
者のための
スペース

【介助家族のエリア】
介助が必要な避難
者の家族のためのス
ペース

【入り口に最も近い
エリア】高齢や持病
により介助者が必
要な避難者用



ウイングまつばせ(宇城市)



洗濯機



エアコン(室内機)



エアコン(室外機)

- ・熊本市江南中学校は最大約2,500名ほどが避難していたが、現在は集約に伴い避難所は解消された。
- ・熊本市総合体育館では最大約550名の避難者が現在は約150名
- ・益城町総合体育館では最大約1,300名の避難者が現在約600名

※6月16日聴取

避難所に関するガイドラインについて

- 東日本大震災の教訓を受けた災害対策基本法改正により、市町村は、指定避難所の指定を義務づけられるとともに、避難所における生活環境の整備等に努めることとされた。
- これを踏まえ、内閣府（防災担当）では、平成25年8月、市町村向けに、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定した。
- 今般、避難所の確保と質の向上をさらに促進するため、「避難所の確保と質の向上に関する検討会」での検討を踏まえ、取組指針を受けたものとして、市町村が取り組むべき事項についてより具体的に示した3つのガイドラインを作成し、平成28年4月に公表した。

避難所運営ガイドライン

- **質の向上のため、災害対応の各段階において、実施すべき19の業務を明示。**
 - ・「平時からの庁内外の連携協働体制の確立」「避難者の健康の維持」といった観点を重視。
 - ・トイレ、寝床、入浴、ペット等、忘れられがちな細かな対応業務も明示。
- **これら19業務につき、市町村において取り組みやすいよう、具体的なチェックリストを整理。**
 - ・優先すべき業務を表示するとともに、作成作業データを自由に編集・活用できるよう、ダウンロード可能に。

避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン

- **避難所におけるトイレの確保・管理が重大な健康問題であることを強調。**
 - ・「トイレを使えない／使わない」ことは健康の悪化につながる（最悪の場合、生命の危機）。
- **トイレの個数の目安**
 - ・過去災害の事例や国内外の基準を踏まえ、避難者約50人当たり1基を目安として示した。
- **モデルケースと必要数計算シート**
 - ・各種災害用トイレの組み合わせ例とともに、計画的にトイレを確保するための必要数の見積もりツールを提示。

福祉避難所の確保・運営ガイドライン

- **福祉避難所の指定のため、平時から取り組むべき事項を重視するとともに、東日本大震災の教訓を考慮。**
- **要配慮者の支援体制の確保、移送手段の確保、避難者を適切な避難所に誘導するための工夫等**

※ 併せて、取組指針について、ガイドラインとの関係を整理する等の観点からの修正を実施。

専門的なノウハウなどを有するNPO/NGOの活動について

NPO/NGO等の連携・協働を行うための体制の構築

○JVOAD準備会※が熊本県域(一部大分県含む)で活動しているNPO/NGO等に対し呼びかけ、連携・協働を行うための会議「**熊本地震・支援団体火の国会議**(以下、「火の国会議」)」を4月19日(火)に設立した。

※JVOAD: 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

○以降、毎晩19時より、活動地域・活動内容の報告・調整、相互に補完できる業務の調整を行っている。

参加団体数 221団体(6月5日現在)

※6月14日まで毎日開催。以降毎週火・木の週2回開催。
別途毎週水曜に地域間の情報共有を図る会議を開催。

○内閣府は、火の国会議の設立及びNPOと県との連携・協働を図るため、熊本県と調整した。

火の国会議の様子



NPOと行政との連携・協働体制

熊本県

○4月19日(火)より、火の国会議に参加するNPO、国、熊本県関係課の連携・協働による円滑な被災者支援のため、情報共有、施策の調整等を行う会議を随時開催。

○上記に県社協を加え「被災者支援に関する関係機関連絡会議」を設立し、4月28日(木)より週2回(月、木、10時30分)の定例開催としている。

熊本市

○5月10日(火)以降、火の国会議に参加するNPOと熊本市との連携会議を週2回(火、金10時00分～)開催している(適宜、国も出席)。

益城町

○5月12日(木)に、益城町の地元有志を中心に、火の国会議に参加するNPO、国、熊本県、益城町、益城町社協等も参加する「益城がんばるもん会議」を開催。定例化(月、木17時00分～)。

5月12日の
「益城がんばるもん
会議」の様子



一般の個人ボランティアの参加者数

○被災地の社会福祉協議会が開設・運営する災害ボランティアセンターには、全国から多数のボランティアが駆け付けている。

○累計参加人数(6月14日時点):

86,385人

熊本地震で見られた様々な避難形態

- 今般の熊本地震では、度重なる余震から避難者が屋外に留まるなどの状況が発生し、その後も指定避難所以外への避難、テント泊、車中泊、在宅避難などの様々な避難形態が見られた。
- その背景となる要因としては、避難所となった施設の天井や非構造部材の落下などへの不安や、避難所生活でのストレス、ペット同伴避難、子供が騒ぐと迷惑をかけるのではないか、などの理由が指摘されている。



【車中泊】

- ▶考えられる問題点
 - ・車上荒らしへの不安
 - ・避難者の健康状態の把握が困難
 - ・エコノミークラス症候群
 - ・情報が集まりにくい
 - ・排気音を気にしてエアコン等をかけずらい。

【在宅避難】

- ▶考えられる問題点
 - ・物資や炊き出しなどの支援が届きにくい
 - ・情報が届きにくい。
 - ・家屋倒壊の危険性がある。



天井の一部が落下した体育館



【テント泊】

- ▶考えられる問題点
 - ・雨による浸水などの懸念
 - ・プライバシーが確保できる一方で安否がわかりにくい
 - ・暑さや寒さに弱い

- ・指定避難所以外への避難により、住民の安否確認に手間取ったり、支援物資が行き渡りにくい状況があった。
- ・今後、事例の収集、課題抽出のため、支援を行ったボランティア団体やNPO、応援に入った自治体職員等にアンケートを行う。

避難行動要支援者名簿の活用状況と今後の対応

- 熊本地震は直下型で津波が発生しなかったため、避難行動時の活用機会は少なかった。一方、多くの市町村において安否確認に活用され、名簿の必要性・有効性について再認識。
- 名簿作成義務化（平成26年4月施行）後、初めての大規模震災であり、今回の教訓を踏まえ、さらなる普及啓発に努める必要。

熊本県内市町村の活用内容

- ・避難行動時の支援
【名簿を活用した25団体中3団体】
- ・安否確認
【名簿を活用した25団体中24団体】
- ・その他
(例) 避難所の避難者が要配慮者かどうかの確認に活用
など



活用した市町村の職員の声

- ・避難行動支援が必要な住民の安否確認等を行うのに有用だった。
- ・今回の地震で名簿の重要性に気付いた。今後、個別計画の策定を進めていきたい。
- ・より多くの対象者の事前同意を得て、名簿を平常時から避難支援等関係者に提供していればもっと活用できたのではないかな。

今後の対応

市町村

- 名簿について市町村職員及び住民の理解のさらなる向上
- 名簿の平常時からの避難支援等関係者への提供に係る本人同意の促進、個別計画策定の推進



内閣府

- 事例集作成（熊本地震における活用などの名簿活用事例）
- 名簿を活用した避難行動支援について更なる普及啓発の実施

避難の実態について

○4月14日の前震発災後、指定避難所が開設されたが、余震が引き続いてきたことなどから青空避難者や車中避難者が多数発生

○その他、指定避難所になっていない自治公民館や自宅の庭先に避難している避難者も多数おり、避難者の全容把握は困難を要した

○また、民間団体がテントを調達し、代替避難場所として活用する取組あり

発災直後の益城町避難者数の推移等について

基準日	4/17	4/24	5/1	5/8	5/15		5/31
避難者数(公式)	16,050	7,319	4,868	4,312	3,299		2,728
上記のうち	車中避難者数	不明	不明	1,400	1,000	600	260
	テント避難者数	-	-	-	670 (テント村避難者数は5/3からカウント)	670	527
指定外避難者数 (災対資料等には含まれず)	不明	1,000 (4/27時点)	800	500	400	➡	200
新規開設された避難所等 (時期は目安)		・テント村		・きらめき館 ・飯野分館 ・福田分館 ・津森分館 ・菊陽町公民館			・KKWING ・体育館アリーナ ・PWJユニットハウス ・町営住宅900戸通水済
備考	避難者数の最大値	避難者数が最大時の半分に		過密対策で新規避難所開設	避難者減少数の鈍化		テント村からの移転が開始

青空避難の写真



総合体育館テント村

※益城町災害対策本部会議資料、益城町職員聞き取り結果を基に作成
なお車中、テント、指定外避難者数は概数

要配慮者等のマイノリティへの配慮

- 避難所の過密解消が課題となるなか、配慮を要する方等へのきめ細かなケアが課題に
- 新たな取り組みとして、益城町においては、トレーラーハウスやユニットハウスへの避難が行われた

＜要配慮者を含む避難所等への誘導にあたっての優先順位＞

- ①集団生活に不向きな要配慮者（精神疾患等）をトレーラーハウスへ
 - ②集団生活を避けることが望ましい要配慮者（妊娠、乳児等）を小規模な福祉避難所へ
 - ③総合体育館テント（総社市テント，ピースウインズテント）避難者へ移転を呼びかけ
 - ④エミナス自衛隊テント，再春館テント（ピースウインズ）避難者へ移転を呼びかけ
 - ⑤過密箇所（保健福祉センター，体育館等）避難者へ移転を呼びかけ
 - ⑥車避難者の意向に応じ新設避難所へ
- ※ペット避難者を中心に、NGO団体が独自の取組としてユニットハウス村を運営



グランメッセトレーラーハウス



PWJユニットハウス

益城町支援の時系列



4/14前震・4/16本震発生

各団体からの
応援職員数

4/20時点
約20名
4/25時点
約85名
5/2時点
約170名
5/10時点
約270名
5/31時点
約170名

4/26
4つのPT(住まい・罹災証明・避難所・役場機能)設置

4/25,26
県から部長級・課長級職員それぞれ1名、課長補佐級職員2名を派遣

4/19
福岡県・関西広域連合等の派遣開始

各省出先からリエゾン等を派遣

4/28
罹災証明事務について、80名の応援を要請

↓

要請を受け、徐々に応援を拡大

情報収集等

5/1
避難所運営について、40名の応援を要請

5/1
県から課長補佐級職員2名ほか4名を派遣

5/1,2
総務省、内閣府から課長補佐級職員それぞれ1名等を派遣
国が町を直接支援へ

避難所張り付きだった町職員をPT業務へ配置転換
手厚い応援体制を基に業務体制の立て直し等

5/7
県から課長級職員3名、課長補佐級職員1名を派遣

各団体からの
応援がピークに

5/6/～12
「短期集中支援期間」
→各省の本省室長・補佐級の職員を派遣し、本格的に支援

5/23
県から課長補佐級職員1名を派遣

継続的に支援

徐々に体制を縮小

以後は熊本県が主導の支援体制へ

5/31
避難所支援を最後に国職員全員が撤収
以後は現地対策本部を通じての支援へ

益城町支援体制について

益城町災害対策本部支援体制

平成28年5月11日時点

町組織名	課題	町責任者	国		熊本県		関係団体
			責任者	担当者	責任者	担当者	
本部	災害対策本部の総括 国、県等との連絡調整	森田 総務課長 中桐 政策推進課長	山口(総務省)	陸川(総務省) 小屋敷(九州財務)	大村理事、門崎審議員、黒川主幹	市原参事、山川主事、宮崎技師	
住まい支援PT	仮設住宅の早期建設 災害公営住宅建設	杉浦 都市計画課長	塩崎(国交省)	佐藤(九財) 弓場(九財)	田副主幹		
避難所対策PT	避難所の再編 避難所の環境改善	安田 健康づくり推進課長	多田(内閣府)	池田(内閣府) 土井(九州財務) 豊田(九州財務)	佐藤主幹	木村主幹	熊大 JVOAD 危機管理研究所 各医療関係団体
	避難所運営システムの構築		小松(内閣府)	山田(内閣府) 平林(九州財務)	坂本参事		
	物資流通の改善	清水 総務課長補佐	三牧(経産省)	坂本(九州財務) 黒木(九州財務)	久多見参事		熊本交通運輸
医療福祉班	避難者の健康対策	姫野 総務審議員	尾崎、鈴木(厚労省)	西澤(中四国厚生)	医療政策課 中本審議員		熊大地域医療支援センター 神戸市保健所
	保健事務の再開 要配慮者対策	姫野 総務審議員					
衛生(ゴミ・廃材)担当	がれき処理 倒壊家屋解体事業	森部 住民生活課長	保科(環境省)	金子(環境省)	循環社会推進課 山口審議員		
ボランティア担当	ボランティアの確保 専門ボランティアとの協働	松本 地方創生係長	小松(内閣府)	岡本(九州財務)	福祉のまちづくり 室木村室長		町社協 JVOAD NPOくまもと

避難所等における課題への対応状況【益城町の事例】

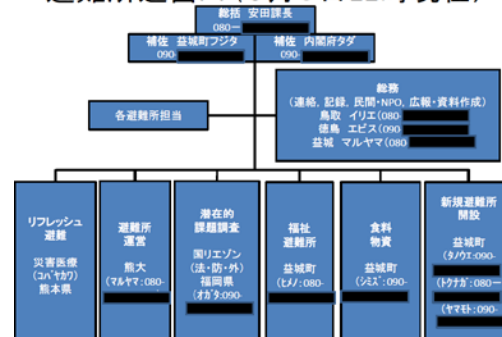
- 益城町では、避難所対策チームを立ち上げ、二次避難所への誘導のほか、避難所の生活環境の改善に向けた取り組みを開始
- 5月7日現在、益城町、熊本県、国、医師、看護師、NPOなど 約50名、15団体程度で構成

【避難所対策チームの業務分担の整理および目標設定】

- ・発災当初は組織として機能しているとは言い切れず、職員は目の前の個別案件の対応に終始
(多くの役場職員は避難所に出払い、避難所運営に付きっきり対応で人手不足。長期的な視点で業務に取り組める状況ではなかった。)
- ・隣りの職員が何の業務を行っているか分からない状況であり、職員間の連携も不足
(初めて顔を合わせる応援職員であれば尚更)
- ・業務終了後、チーム全員でミーティングを行い、自分が何の業務を行っているか各自発表
- ・行うべき業務を洗い出し、避難所対策チーム内に6つの班と班長を選任
- ・避難所運営を早期に自主運営へと移行し、役場に職員が戻り復旧復興を加速化することを目標に

→以後、どの班がどのような業務を行っているか明確になり、職員間の連携も改善！

避難所運営PT(5月9日12時現在)



避難所等における課題への対応状況【益城町の事例】

- 発災後2週間後経過していたが、被災者の全容が把握できていなかったため、被災者名簿の作成を本格的に開始
- 新規避難所を開設し、超過密避難所を解消するとともに要配慮者へのフォローを行った

【被災者の実態把握・意向調査】

- ・被災者の全容把握ができていなかったため、避難所に被災者名簿の作成を依頼
- ・指定避難所以外の避難者の把握については、応援職員・協力団体のローラー作戦で把握
(結果、指定外の避難所や自宅の庭先等に町がこれまで把握できなかった避難者を把握)
- ・同時に熊本県による意向調査等が行われており、他機関が所持している被災者情報を避難所対策チームで一括管理し、被災者名簿作成



平成28年5月13日
テントで避難されている皆様へ
益城町災害対策本部

～皆様の生命の安全のために～
より安全な避難所への移転について

現在、皆様がテントを設置されている場所は、梅雨や夏の大雨時には浸水する危険性が極めて高いほか、体弱に深刻な影響を与える本格的な夏の猛暑が目前に迫るなど、今後、短期間のうちに、皆様の安全・健康を保つことが極めて困難な状況となること懸念されます。

このような深刻な状況を踏まえ、災害対策本部におきまして、より安全な避難所を確保し、5月31日(火)までに、下記①(①～⑥)に集約する避難所へ順次移転等を行っていただく予定です。

つきましては、避難先の全体調整に向けて、本書表面の【意向調査】を実施しますので、必要事項を御記入の上、最遅5月16日(月)までに、総合体育館受付に必ず提出くださいますようお願いいたします。

記

1 移動先一覧 (詳細は別紙を御参照ください)

No	施設名称	備考
①	益城町総合体育館メイン・サブアリーナ	●ペットの同伴は可能ですが、移設内の別区域での飼育。
②	うまかな・よかなスタジアム(旧KKWイング)	●ペットの同伴可能。 ●前-建物内のロビティ内での飼育が可能(雨に濡れません)。 ●敷地・運動の環境極めて良。
③	熊本県立豊野少年自然の家	要配慮者優先
④	井原康徳体育館	要配慮者優先
⑤	福岡市東区 新原市民センター	要配慮者優先
⑥	タラシメセトトレーラーハウス	要配慮者専用

2 お問い合わせ先
益城町災害対策本部 避難所対策チーム
電話 096-336-3111 (代表) → 避難所対策チームへ転送



総合体育館テント村

意向調査(テント避難者向け)

【避難所の過密解消・再編】

- 【第1段階(超過密の解消)】5/9までの目標
 - ・当初、超過密状態であった総合体育館、保健福祉センター、交流情報センターの解消のため、新たな避難所(小規模)を確保
 - ・医療班の協力を得て、移転対象者に声がけし、移転いただく
- 【第2段階(避難環境の安全性確保等)】5/31までの目標
 - ・新規避難所として、総合体育館アリーナ、KKWING等を確保
 - ・要配慮者はトレーラーハウス等を活用(5台は到着済)
 - ・テント避難者について、熱中症や降雨時の浸水被害のおそれから5月末を目途に上記避難所等へ移転を促す
 - ・配給について、5/20～食券制を導入し、自炊できる人は自炊を促す
- 【第3段階(避難所の再編完了)】6/14までの目標
 - ・避難所の再編(微調整)を完了
(以後は仮設住宅の入居により、避難所の集約・縮小)

※上記の移転にあたり、高齢者等の要配慮者は最優先で対応



トレーラーハウス

・避難所で配布する食事は、家が壊れて住めなくなった方、上下水道などが使えず、炊事ができなくなった方のため、に留意しています。

・最近、食事を受け取りにこられる方が増え続けており、食事の数が不足する避難所も出てきています。

・炊事ができる方は、食事の受け取りはご遠慮ください。

配給時のチラシ

避難所等における課題への対応状況【益城町の事例】

- 避難所自主運営の機運を高めるため、避難住民との意見交換を実施するとともに、進捗のあった避難所の取組を共有
- 発災当初後手になっていた情報発信について、改善を図った

【避難所自主運営に向けた取組み】

- ・発災当初、役場職員の多くが避難所運営に人手を取られ、本来業務・災害対応業務に支障
- ・避難所の自主運営に向け、避難住民との意見交換会を実施（避難者から、自発的に自主運営に向けての声あり）
- ・専門家から、自主運営の際のポイントについて助言をいただく
- ・先進的な避難所の取組についてチラシを作成し、全避難所に配布
⇒自主運営に向け、各避難所での機運が高まる

避難所自主運営に向けた事例紹介 (広安西小学校の事例①)

～ みんなで知恵を出し合い、より良い環境へ！ ～

作成：平成28年5月12日

役場担当者との事前打合せ(5/10 16:00～)



- 【役場担当者の意見】
- ◆自主運営は難しいのではない
 - ◆リーダーとなる人材が思い当たらない
 - ◆新興住宅地であり、履見知りが少ない
 - ⇒まずは一度説明会を開催することに

避難者への説明会(5/11 19:30～)



施設の改善等について説明した後、り災証明書や災害がれきり対応に関して質疑応答

一通り質問が落ち着いた後、ある避難者の方が避難所運営について触れたことをきっかけに、

- 「避難者の方々から」
- ◆「避難者同士で声かけをしましょう。まずは、あいさつから始めましょう」
 - ◆「震災後、教職員の働きぶりを見て、自分では何ができるのか何だろうか？と考えるようにする」
 - ◆「お互いに思いやりをもって生活しましょう、自分達のことは自分達でやりましょう」
 - ◆「けれど、具体的に何をすればよいのか？町からもアイデアを出してもらいたい」

益城町防災アドバイザーの国崎健二先生から、自主運営の具体的な進め方について提案

以上を受けて、広安西小学校では
翌5月12日(木)19:00～「避難所自主運営に向けた打ち合わせ」
を行うこととなりました。

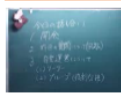
避難所自主運営に係るチラシ

避難所自主運営に向けた事例紹介 (広安西小学校の事例②)

～ みんなで知恵を出し合い、より良い環境へ！ ～

作成：平成28年5月13日

「避難所自主運営に向けた打ち合わせ」(5/12 19:00～)



- 【議題】
- ◆昨日の質問に対する回答
 - ◆自主運営について
 - ・リーダーの選出
 - ・班構成の案出し(役割分担)

昨日の質問に対する回答

- (行政からの支援に関する質問が多かったので)
- ◆「生活再建に向けて」という町役場作成の冊子を配布し、説明(併せて問合せ先も案内)
 - ◆昨日の質問に対する回答

自主運営について

- <リーダーの選出> 推薦により以下の2人が決定
リーダー(国崎) 女性1人
サブリーダー 女性1人
- <班構成の案出し>
- ◆そうじ班 ◆広報班 ◆体操班 ◆声掛け班
 - ◆おしあせ班 ◆子供見守り班 ◆給食班 ◆給食班
 - ◆お助け班 ◆設備班 ◆給食班 ◆給食班
 - ◆思いの場班 ◆所在確認班 ◆マイスター班 など
- <今後の方針>
- ◇班構成については、リーダー、サブリーダーが表にして配布するので、自分が参加できることを教えてほしい
 - ◇目安箱を設置するので、運営改善に関する意見を出してもらおう
 - ◇近長会議は定例で実施し、会議内容は翌日の朝(例えばラジオ体操の後)に避難者の方々に通知
- <校長先生から>
- ◆自炊のために家庭料理を使用したということであれば協力する
 - ◆子供のためにも、プラスになることを一緒にやっていきたい

【情報発信・情報共有】

《被災住民関係》

- ・発災当初、被災住民への情報発信が後手に
- ・過去の災害の例にならない、被災者向けの各種問合せ先一覧等のビラを作成し、避難所等へ配布

各種相談受付窓口等一覧

項目	具体的な内容	設置場所
1 全館	地震に関する相談窓口	地震中央公民館2階
2 生活支援	被災者の生活支援に関する相談	益城町民センター 096-236-0120 096-236-0121 096-236-0122
3 行政手帳	行政手帳の交付	益城町中央公民館2階
4 住居の確保・再建	情報の収集・提供、事業者の紹介等	益城町民センター 096-236-0120 096-236-0121 096-236-0122
5 葬儀	葬儀の準備・葬儀の費用	益城町民センター 096-236-0120 096-236-0121 096-236-0122
6 災害被害の救済	災害被害の救済	益城町民センター 096-236-0120 096-236-0121 096-236-0122
7 避難生活の相談	避難生活に関する相談	益城町民センター 096-236-0120 096-236-0121 096-236-0122
8 公営住宅の確保	公営住宅の確保	益城町民センター 096-236-0120 096-236-0121 096-236-0122
9 仮設住宅の確保	仮設住宅の確保	益城町民センター 096-236-0120 096-236-0121 096-236-0122
10 仮設住宅の確保	仮設住宅の確保	益城町民センター 096-236-0120 096-236-0121 096-236-0122
11 仮設住宅の確保	仮設住宅の確保	益城町民センター 096-236-0120 096-236-0121 096-236-0122
12 仮設住宅の確保	仮設住宅の確保	益城町民センター 096-236-0120 096-236-0121 096-236-0122
13 仮設住宅の確保	仮設住宅の確保	益城町民センター 096-236-0120 096-236-0121 096-236-0122
14 仮設住宅の確保	仮設住宅の確保	益城町民センター 096-236-0120 096-236-0121 096-236-0122
15 仮設住宅の確保	仮設住宅の確保	益城町民センター 096-236-0120 096-236-0121 096-236-0122
16 仮設住宅の確保	仮設住宅の確保	益城町民センター 096-236-0120 096-236-0121 096-236-0122
17 仮設住宅の確保	仮設住宅の確保	益城町民センター 096-236-0120 096-236-0121 096-236-0122
18 仮設住宅の確保	仮設住宅の確保	益城町民センター 096-236-0120 096-236-0121 096-236-0122
19 その他	その他	益城町民センター 096-236-0120 096-236-0121 096-236-0122

被災者向け配布チラシ(例)

《避難所担当職員関係》

- ・当初、町と避難所担当職員との情報共有の場として避難所運営会議を実施
- ・効率性の観点から、情報共有アプリ「LINE」のグループ機能、役場内に設置した避難所向け配布物ラックを活用し、情報共有を図った
- ・物資の要望についてはipadを活用

避難生活をしている皆さまへ

ご自宅の下水の使用可否の確認方法について

町では、依然として一部の地域では上水道が復旧していません。排水設備が壊れており、引き続き節水型節水を推奨しております。

また、下水道の復旧が確認できない場合は、ご自宅で下水道が使用できます。下記の手順に沿って、使用可否をご確認ください。

【下水の使用可否の確認手順】 **必ず2名で実施してください。**

- ① 宅内トイレ、トイレ、浴室などに汚水が溜まりすぎた状態で、汚水が溢れ出す(※1)をマイナスイオンハイパーで清掃します。
- ② ご自宅の台所の流し水槽から水(※2)を流します。
- ③ 汚水槽に汚水が溜まった状態で流れてきている確認します。(※3)
- ④ 流れてきた水が汚水槽に溜まったままにならない確認します。(※4)

汚水槽に水が溜まったままであれば、下水道が使用できません。流れた汚水を拭き取らない場合は、汚水が逆流する恐れがあります。下水道は使用できません。一部地域では下水道は個人事業主が不足しています。

お問い合わせ先 益城町浄化センター 下水道課 電話096-236-1131



各避難所向け配布物ラック

避難所等における課題への対応状況【益城町の事例】

- 避難生活の長期化に伴い、避難者のリフレッシュ等を兼ねて二次避難を実施
- 避難所環境を一元的に把握するため、「避難所見回り隊」を編成するとともに「避難所カルテ」を作成

【二次避難所への誘導】

- ・避難生活の長期化に伴い、二次避難先を確保
- ・避難所、テント泊などの被災者へチラシを配布
- ・被災者の要望と 二次避難所の利用条件とのマッチングを実施
⇒より多くの二次避難を実現！！

益城町役場 避難所対策チーム TEL090-1083-9342
問い合わせ時間：9：30～17：00

**1週間以上が
おススメです！** H28.5.6

**益城町から避難所の皆様へ
仮設住宅が整備される間、少年自然の家や旅館などにしばらく避難しませんか！
益城町の避難所は過密状態にあります！**

- 感染症の危険が高くなります。
- 個人のスペースが少なく、ストレスが高くなります。
- 転倒の危険が高くなります。
- 活動量が減り、歩く能力の低下や便秘につながります。

益城町では、特に高齢の方・障がいのある方・妊産婦やお子さま連れの避難者の方を対象に下記のような避難所を用意しています。

A	B	C
五名市・山鹿市の福祉避難所等：数十人 (他の避難先についても現在調査中)	天草市下田温泉の宿泊施設：300人程度 (他の避難先についても現在調査中)	宇城市豊野少年自然の家：数十人 (他の避難先についても現在調査中)
体の制不自由な方や助が必要なた方が避難できます。 ○利用料：無料 ○要介護者1名と介助者1名が避難できます。 ○送迎：あり ✓ケアマネージャーによる確認があります。	1泊からの宿泊も可能です。毎日出発。 ○1日3食(1泊の場合は2食)付き ○要支援者 [※] とその家族は無料 ○健康者のみの避難は1人2,000円(税別) ○毎日無料送迎 出発時間目安：益城町発14:00、下田発9:00 乗降場：総合体育館前、広安小、広安西小 保健福祉センター(はびねす)	世帯単位での避難が可能です。 要支援者 [※] である必要はありません。 h ₂ 。○2段ベット1部屋8名程度 ○無料、お風呂あり、1日3食 ○送迎はなし。駐車場はあり。 仮設住宅建設まで避難できます。

※要支援者：65歳以上の方、未就学児、障がいのある方、妊産婦のことをいいます。介護認定の有無は問いません。
「仮設住宅」や、「今後の復興の取組」などは、新しい避難先でも情報提供されます！

申込み書は裏面

「しばらく避難」案内チラシ

【避難所の環境改善等】

- ・プライバシー確保のためパーテーションを設置
- ・熱中症対策のため、エアコン・扇風機を設置
(テント村には製氷機を)
- ・洗濯機、冷蔵庫、畳の設置
- ・高齢者等の利便性の向上のため、洋式トイレを設置
- ・蚊対策として、試験的に蚊帳を設置予定
- ・食中毒予防のため、チラシを作成
- ・「避難所見回り隊」を編成し、「避難所カルテ」を作成
⇒避難所間の横並びに着目することで、各避難所の課題が明らかに



パーテーション設置状況



手作り掲示板

炊き出しをする皆様へ

気温が高くなってきているので、食中毒予防のため、以下のことを必ず守ってください。

◆調理前

- 加熱していない食品は、出さないこと。
*生野菜(きゅうり、トマト、レタスなど)、刺身、生肉、カットフルーツは出さないこと。
- 下痢、発熱、手指に傷のある方は調理、配膳を行わないこと。
*調理、配膳の前に、下痢、発熱、手指に傷がないか健康チェックをすること。

◆調理中

- 調理の前には、よく手を洗うこと。
- もし、水が十分確保できない場合は、ウエットティッシュでよく拭いた後、アルコール消毒をすること。使い捨て手袋を費用すること。
- 調理中も、こまめに消毒をすること。
*調理台にアルコール消毒薬をおくこと。

- 材料は、クーラーボックス(保冷剤入り)に保管すること。
- クーラーボックスに入られない場合は、直射日光の当たらないところに保管すること。

- 調理後、概ね2時間以内に食べることができるように配食すること。

- 早めに食べるように伝えること。

益城町保健福祉センター (096-234-4123) ・ 消防保健所兼生活支援課 (096-232-0018)

食中毒予防チラシ

避難所等における課題への対応状況【益城町の事例】

益城町 避難所対策チーム対応状況等について（5月15日時点）

<状況>

・避難者数

全体で約3800名以上（災対本部報告3400名以外に400名程度いるおそれ）
3400名の内訳：指定避難所の屋内1900名，テント800名，車700名
屋内は少しずつだが減少傾向、避難所外はそれよりも減少速度大
未だに町民全員の所在を把握できていない → 被災者名簿を作成中

・新規開設予定避難所

合計	960～1300名	→テント+車1500名全員を収容不可
KKウイング（15部屋）	170～230名	ベッド搬入後 ペット同伴可
メインアリーナ	410～550名	5/15+3日～
サブアリーナ	120～170名	5/23?+2日～
イセキ体育館	30～40名	ベッド搬入後
菊陽町東部町民センター	20～30名	既に使用可
菊陽町南部町民センター	40～50名	既に使用可
豊野少年自然の家	20～30名	既に使用可
トレーラーハウス	150～200名	（約50台として）

うち5台は保健室として到着済み
グランメッセに10台（5月末）、20台（6/10）到着予定

<再編方針>

5月末まで 避難所再編の道筋をつける

- ・被災者の全容把握・意向確認（特に要配慮者）
- ・避難所の総容量の確保
- ・福祉避難所の容量確保（一般避難所との避難者やりとり含む）
- ・上記に応じた避難者移動

6月14日まで 避難所再編を完了

- ・避難所間移動の微調整
- ・車避難者を余裕がある避難所へ積極的に移動

6月中旬以降 避難所の集約・縮小

- ・民間施設を最初に閉める（公共施設で容量を確保できれば）
- ・次は保健福祉センター（健診等の機能をなるべく早期に確保）
- ・最後は体育館

<移転の優先順位> 避難所の総容量に応じて実施

- ① 集団生活に不向きな要配慮者（精神疾患等）をトレーラーハウスへ
- ② 集団生活を避けることが望ましい要配慮者（妊娠、乳児等）を小規模な福祉避難所へ
- ③ 体育館テント（総社市テント、ピースウインズテント）避難者へ移転を呼びかけ
- ④ エミナース自衛隊テント、再春館テント（ピースウインズ）避難者へ移転を呼びかけ
- ⑤ 過密箇所（保健福祉センター、体育館等）避難者へ移転を呼びかけ
- ⑥ 車避難者の意向に応じ新設避難所へ

<閉鎖の優先順位の案>

- ① 民間施設、② 保健福祉センター、③ 小学校、④ 公民館・自治会館等、⑤ 体育館